

## 第2 事業の状況

### 1 業績等の概要

#### 【奨学金貸与事業】

##### (1) 平成23年度の事業の実施状況について

##### ① 奨学金の貸与

ア. 平成23年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は45万2千人で、内訳は第一種奨学生が13万8千人（平成22年度比16.5%増）、第二種奨学生が31万4千人（同比1.7%増）です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は4千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は3千人となっています。

#### 平成21年度～平成23年度における奨学金の貸与状況

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学金	349,642	357,826	357,694	362,019	377,334	379,195
(構成比)	(30.5%)	(30.3%)	(29.6%)	(29.4%)	(29.4%)	(29.4%)
新規	—	128,624	—	118,717	—	138,349
継続	—	229,202	—	243,302	—	240,846
第二種奨学金	795,094	822,767	849,740	869,359	907,250	910,434
(構成比)	(69.5%)	(69.7%)	(70.4%)	(70.6%)	(70.6%)	(70.6%)
新規	—	299,315	—	308,796	—	314,137
継続	—	523,452	—	560,563	—	596,297
計	1,144,736	1,180,593	1,207,434	1,231,378	1,284,584	1,289,629
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	427,939	—	427,513	—	452,486
継続	—	752,654	—	803,865	—	837,143
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学金	251,651,527	248,555,827	254,909,598	252,689,691	263,128,950	256,451,465
(構成比)	(26.2%)	(25.9%)	(25.4%)	(25.0%)	(24.3%)	(24.2%)
第二種奨学金	707,622,940	711,036,240	750,569,500	759,125,660	818,452,480	802,137,290
(構成比)	(73.8%)	(74.1%)	(74.6%)	(75.0%)	(75.7%)	(75.8%)
計	959,274,467	959,592,067	1,005,479,098	1,011,815,351	1,081,581,430	1,058,588,755
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(注) 上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金

(平成21年度28,091,578千円、平成22年度27,044,217千円、平成23年度24,044,217千円)があります。

イ. 平成 21 年度～平成 23 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 （構成比）	72,790,359 (29.3%)	70,314,129 (27.8%)	74,026,917 (28.9%)
	回収金充当額 （構成比）	175,765,468 (70.7%)	182,375,562 (72.2%)	182,424,548 (71.1%)
	計 （構成比）	248,555,827 (100.0%)	252,689,691 (100.0%)	256,451,465 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 （構成比）	504,500,000 (71.0%)	724,000,000 (95.4%)	757,300,000 (94.4%)
	日本学生支援債券 （構成比）	117,000,000 (16.5%)	160,000,000 (21.1%)	170,000,000 (21.2%)
	民間借入金 （構成比）	363,828,000 (51.2%)	382,153,000 (50.3%)	471,116,000 (58.7%)
	回収金等充当額 （構成比）	220,552,240 (31.0%)	254,016,660 (33.5%)	276,730,290 (34.5%)
	財政融資資金等償還 （構成比）	△494,844,000 (△69.6%)	△761,044,000 (△100.3%)	△873,009,000 (△108.8%)
	計 （構成比）	711,036,240 (100.0%)	759,125,660 (100.0%)	802,137,290 (100.0%)
合 計		959,592,067	1,011,815,351	1,058,588,755

（注）上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金（21年度 28,091,578 千円、22年度 27,044,217 千円、23年度 24,044,217 千円）があります。

## ② 奨学生の補導

### ア. 奨学生の適格性の審査

平成 23 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 71,448 人（第一種奨学生 13,158 人（対象奨学生の 5.0%）、第二種奨学生 58,290 人（対象奨学生の 8.9%））について、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はありません。）又は激励の処置を行っています。処置の内容については、以下のとおりです。

- i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。
- ii. 停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。  
ただし、当該停止期間を経過した後さらに 1 年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。
- iii. 警告・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回

適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

iv. 激励・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励又は指導すること。

また、平成 21 年度から、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼しています。

イ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法を掲載したホームページを開設しています。

### ③ 機関保証制度の運用

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすること、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、機関保証制度を平成 16 年度から導入しました。学生は奨学金を申し込むときに、従来の連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度か、一定の保証料を支払うことにより保証機関の保証を得られる機関保証制度のどちらかを選択できます。機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済を請求することになります。

平成 21 年度～平成 23 年度における機関保証制度への加入状況は下表のとおりです。

区分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B)/(A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B)/(A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B)/(A)
第一種奨学金	128,249	43,770	34.1%	118,637	47,884	40.4%	138,622	57,081	41.2%
第二種奨学金	312,014	129,983	41.7%	323,801	153,774	47.5%	334,084	162,185	48.5%
計	440,263	173,753	39.5%	442,438	201,658	45.6%	472,706	219,266	46.4%

また平成 21 年度～平成 23 年度における代位弁済状況は下表のとおりです。

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
第一種奨学金	397	468,207,903	629	801,468,508	697	1,030,846,657
第二種奨学金	1,532	2,663,750,353	2,753	4,993,494,151	3,202	6,322,185,682
計	1,929	3,131,958,	3,382	5,794,962,659	3,899	7,353,032,339

### ④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成 23 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返

還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

- i. 平成 23 年度の回収状況は、返還を要する人員 301 万人のうち 33 万人（11.0%）が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 4,738 億円のうち 876 億円（18.5%）は未回収となりました。（別表「回収の状況」）
- ii. 平成 23 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 7 兆 2,760 億円で、このうち要返還債権の額は 4 兆 8,204 億円となりました。要返還債権のうち 3 月以上延滞債権額は 2,647 億円、6 月以上の延滞債権額に限っても 2,180 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 月以上が 5.5%で、6 月以上が 4.5%です。（別表「貸与債権の状況」）

なお、延滞債権の整理としては、3 月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,302	2,126	1,315	2,207	1,324	2,245
	うち返還	(85.8) 1,117	(75.4) 1,603	(86.5) 1,137	(75.8) 1,673	(87.8) 1,162	(76.9) 1,726
	うち未返還	(14.2) 185	(24.6) 523	(13.5) 178	(24.2) 534	(12.2) 162	(23.1) 518
	繰上返還額	—	257	—	284	—	274
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,325	1,858	1,505	2,177	1,690	2,494
	うち返還	(88.6) 1,173	(85.2) 1,583	(89.2) 1,342	(85.4) 1,859	(90.0) 1,522	(85.6) 2,136
	うち未返還	(11.4) 151	(14.8) 274	(10.8) 163	(14.6) 317	(10.0) 169	(14.4) 358
	繰上返還額	—	567	—	750	—	913
合計	要返還 (期日到来分のみ)	2,627	3,983	2,820	4,384	3,014	4,738
	うち返還	(87.2) 2,290	(80.0) 3,186	(87.9) 2,479	(80.6) 3,532	(89.0) 2,683	(81.5) 3,862
	うち未返還	(12.8) 336	(20.0) 797	(12.1) 341	(19.4) 852	(11.0) 331	(18.5) 876
	繰上返還額	—	823	—	1,034	—	1,187

- (注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：%）
2. 人員は、実人員です。
3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

## (別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種 奨学金	貸与残高	1,955	23,807	1,953	24,077	1,969	24,304
	内要返還債権	1,343	16,146	1,345	16,467	1,351	16,803
	内 3 月以上 延滞債権	133	1,143	126	1,082	113	1,012
	内 6 月以上 延滞債権	117	951	116	956	104	896
第二種 奨学金	貸与残高	2,250	38,529	2,494	43,499	2,734	48,456
	内要返還債権	1,388	23,993	1,575	27,712	1,766	31,401
	内 3 月以上 延滞債権	78	1,486	82	1,577	84	1,636
	内 6 月以上 延滞債権	59	1,096	65	1,234	67	1,284
合 計	貸与残高	4,205	62,337	4,447	67,576	4,703	72,760
	内要返還債権	2,731	40,139	2,920	44,179	3,117	48,204
	内 3 月以上 延滞債権	(7.7)	(6.5)	(7.1)	(6.0)	(6.3)	(5.5)
	内 6 月以上 延滞債権	211	2,629	208	2,660	197	2,647
		(6.4)	(5.1)	(6.2)	(5.0)	(5.5)	(4.5)
		176	2,047	181	2,189	171	2,180

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

## イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

## i. リレー口座による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入したリレー口座制度については平成 23 年度末現在、加入者数 314 万 4 千人、加入率は加入対象者 328 万 5 千人の 95.7% に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 99.8% となりました。

## リレー口座加入状況

区 分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(82,652) 1,430,155	(151,934) 1,414,821	(234,586) 2,844,976	(76,256) 1,448,708	(160,114) 1,617,407	(236,370) 3,066,115	(81,696) 1,467,683	(164,853) 1,816,868	(246,549) 3,284,551
加入者数 (件)	(82,641) 1,302,298	(151,909) 1,342,876	(234,550) 2,645,174	(76,165) 1,344,058	(159,799) 1,551,051	(235,964) 2,895,109	(81,596) 1,387,085	(164,476) 1,756,484	(246,072) 3,143,569
口座加入率 (%)	(100.0) 91.1	(100.0) 94.9	(100.0) 93.0	(99.9) 92.8	(99.8) 95.9	(99.8) 94.4	(99.9) 94.5	(99.8) 96.7	(99.8) 95.7

(注) ( ) 内は新規返還開始者の数値(内数)です。

## ii. 払込通知書による請求等

平成 23 年度末現在、要返還者のうち、リレー口座未加入の無延滞者全員（第一種奨学生 6 万人（平成 22 年度 7 万 8 千人、前年度比 22.8%減）、第二種奨学生 4 万 7 千人（同 4 万 7 千人、同比 0.3%増）、計 10 万 7 千人（同 12 万 5 千人、同比 14.2%減））に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました。また、延滞者（リレー口座加入者を含む）全員（第一種奨学生 16 万 2 千人（同 17 万 8 千人、同比 9.2%減）、第二種奨学生 16 万 9 千人（同 16 万 3 千人、同比 3.4%増）、計 33 万 1 千人（同 34 万 1 千人、同比 3.2%減））に対して、払込通知書及び督促状（第一種奨学生 54 万 8 千件（同 66 万 4 千件、同比 17.4%減）、第二種奨学生 34 万 4 千件（同 41 万 4 千件、同比 16.8%減）、計 89 万 3 千件（同 107 万 8 千件、同比 17.2%減））を発送しました。そのうち、59 万 8 千件（同 81 万 9 千件、同比 27.0%減）については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

## iii. 督促架電の強化及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 23 年度においても引き続きその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

1. リレー口座振替不能者に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として、振替不能 1～6 回目の者（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 計 127 万 6 千件）に対して督促架電を行いました。
2. 延滞解消を目的として、延滞 8 月、10 月、12 月及び機関保証の延滞 6 月未満の返還者に対し、平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月に計 2 万 6 千件、リレー口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 23 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 24 年 2 月、3 月に計 14 万 4 千件、リレー口座未加入の延滞者に対し、平成 23 年 6 月、12 月、平成 24 年 2 月、3 月に計 5 万 7 千件、払込通知書による返還者に対し、平成 23 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 24 年 2 月、3 月に計 4 万 7 千件に督促架電を行いました。

また、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 月以上 9 月未満の返還者について 7 万件的債権回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヶ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 3 千件については、継続して回収委託を実施しました。

延滞期間が中長期となっている延滞 4 年以上 8 年以下（委託時）の返還者については、1 万 3 千件、延滞 2 年半以上 4 年未満（委託時）の返還者についても 1 万 3 千件の債権回収委託を実施しました。さらに、委託期間中に入金はあるが延滞が解消していない延滞 3 年以上 5 年未満及び 5 年以上 8 年未満（委託時）4 千件、延滞 2 年半以上 4 年未満（委託時）9 千件について、継続して回収委託を実施しました。

## iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成 16 年 4 月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、ま

た、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けてきましたが、平成 22 年度採用者から、返還誓約書の提出時期を採用時に早めました。

また、従来、延滞 1 年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を、平成 20 年度以降、延滞 1 月後に連帯保証人へ、延滞 2 月後に保証人へ督促を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図っています。

#### v. 法的手続きによる回収

平成 23 年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞 9 月以上で特に必要と認められる者 12,426 件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。10,005 件に対しては「支払督促申立」を行い、2,754 件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち 3,683 件に対しては「強制執行予告」を行い、355 件に対して「強制執行申立」、85 件に対して「強制執行」を行いました。

#### vi. 住所調査

平成 23 年度において、返還者等に対して発送したリレー口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、175,769 件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、その連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、123,284 件の住所が判明し、平成 23 年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、8,525 件でした。

#### vii. 返還説明会の実施

卒業を控えた奨学生に対し返還意識の涵養と返還手続きの周知のための返還説明会を大学、短大、高専、専修学校において、10 月中旬～12 月中旬の間に実施しています。このうち、延滞率の高い又は延滞者の多い学校、返還誓約書未提出率の高い学校という点に重きをおき、学校を選定し、直接本機構の職員が訪問して、返還説明会を実施しています。職員が訪問できない学校については、学校の奨学金担当者に返還説明会用ビデオ等を使用した説明会の実施を依頼しています。平成 23 年度に返還説明会を実施した学校は 2,577 校であり、これは卒業予定奨学生が在学する 3,050 校の 84.5% にあたります。このうち本機構職員を派遣した学校は 296 校で、残りの 2,281 校は学校独自で開催しました。また、返還説明会を実施しなかった学校については、奨学生に対して個別の返還説明を行いました。

#### viii. 学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校及び専修学校を除くすべての学校の学校長宛(平成 14 年度から新たに専修学校も対象としました。)に、在学中から返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

#### ix. 返還開始のお知らせの送付

前年度 3 月に大学院、大学、短大、高専を卒業した奨学生並びに年度途中の貸与終了者に対し、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元の意識涵養を図



るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的としたお知らせを出身学校長及び機構理事長連名により送付しました。

x. 「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に、奨学生が本機構に対して提出する返還誓約書（奨学金借用証書）に関する記入上の注意事項、並びに返還の方法及び返還免除関係等の諸手続きを記載した「返還のてびき」を学校を通じて奨学生に配付しました。

xi. 個人情報情報機関の活用

個人情報情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3月以上となった者については、平成22年4月から個人情報情報機関への登録を開始し、平成23年度は6,908件の情報を登録しました。

ウ. 返還期限猶予・減額返還

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」とがあります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病又は生活保護を受けている場合はその事由が続いている間、経済困難等の事由による場合は原則として通算5年が限度となります。

また、経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成23年1月に創設・運用を開始し、平成23年度は5,987件を承認しました。

## 返還期限猶予状況

(単位：人)

区 分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	
在学猶予	42,118	79,690	121,808	42,992	93,284	136,276	41,908	99,065	140,973	
一 般 猶 予	病氣中	4,121	2,940	7,061	4,598	3,737	8,335	4,440	4,003	8,443
	災害	10	5	15	50	51	101	1,131	1,682	2,813
	生活保護	1,037	438	1,475	1,355	737	2,092	2,122	1,721	3,843
	入学準備中	378	474	852	399	665	1,064	384	722	1,106
	経済困難・失業中等	27,314	30,835	58,149	34,320	45,580	79,900	36,074	56,083	92,157
計	74,978	114,382	189,360	83,714	144,054	227,768	86,059	163,276	249,335	

## エ. 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合に奨学金の全部又は一部が免除されます。なお、大学院奨学生を対象とした教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となりました。

これらの措置により、平成 23 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 310 億 2,232 万円、第二種奨学金 11 億 3,047 万円、計 321 億 5,280 万円でした。

## オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 23 年度においては、第一種奨学金について 7,397 件、27 億 2,824 万円（平成 22 年度 630 件、3 億 8,050 万円）、第二種奨学金について 338 件、3 億 9,887 万円（同 185 件、2 億 9,799 万円）となりました。

## カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上

返還したこととなる割賦金の金額につき3%の割合で計算した金額となります。平成23年度では、11億4,981万円（平成22年度14億269万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成17年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成23年度は1億7,789万円（平成22年度1億1,356万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

平成23年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から740億2,692万円の借入れを行いました。この結果、平成23年度末の借入金残高は2兆4,677億2,268万円となり、平成22年度末の借入金残高2兆4,233億4,327万円に比べ443億7,941万円の増となりました。

② 財政融資資金からの借入金

平成23年度では、第二種奨学金の原資として517億円、貸与終了に伴う借換分として7,056億円の借入を行いました。この結果、平成23年度末の借入金残高は、4兆660億8,000万円（借入総額5兆3,237億1,800万円、償還額1兆2,576億3,800万円）となり、平成22年度末の借入金残高3兆5,926億3,600万円に比べ、4,734億4,400万円の増となりました。

③ 日本学生支援債券による資金調達

平成23年度においては、1,700億円を発行し、第二種奨学金の原資に充当しました。この結果、平成23年度末の発行残高は、3,700億円（発行総額1兆1,110億円、償還額7,410億円）となり、平成22年度末の発行残高4,070億円に比べ、370億円の減となりました。

④ 民間金融機関からの借入金

ア. イクシス構築

平成11年度から3ヶ年計画で情報総合管理システム（イクシス）の構築のため、システム開発費用として民間金融機関から平成13年度まで借入を行いました。平成23年度末までに借入金は全て返済しております。

イ. 貸与期間中の資金調達

平成19年度新規採用者から、第二種奨学金の原資に充当するため、借入期間約3ヶ月の短期借入及び借入期間約1年の長期借入を実施しています。平成23年度末の借入金残高は、4,711億1,600万円でした。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付される

ものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 23 年度では 157 億 5,518 万円の運営費交付金の交付を受けました。

#### (4) 国庫補助金等の状況

##### ① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 23 年度では 45 億 6,969 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

##### ② 利子補給金

財政融資資金の借入に係る利子支払いのため、平成 23 年度では、国の一般会計から 141 億 8,189 万円の育英資金利子補給金の交付を受け、平成 22 年度の交付額 154 億 5,052 万円に比べ 12 億 6,863 万円の減となりました。

#### 【留学生支援事業】

##### (1) 学資の支給と援助

##### ① 私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（平成 23 年度単価 大学院レベル：月額 65,000 円、学部レベル：月額 48,000 円）を給付しました。平成 23 年度の採用者は、13,421 名でした。

##### ② 留学生交流支援制度（短期受入れ）

我が国の大学等が、学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、3 か月以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 23 年度の採用者は 2,888 名でした。

##### ③ 留学生交流支援制度（短期派遣）

我が国の大学等に在籍している学生を 3 か月以上 1 年以内の期間諸外国の大学等に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 23 年度の採用者は 1,635 名でした。

##### ④ 留学生交流支援制度（ショートステイ・ショートビジット）

我が国の大学等が諸外国の大学等に在籍している学生を 3 か月未満の期間受入れた場合、及び我が国の大学等に在籍している学生を、3 か月未満の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該学生に対して、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 23 年度の採用実績は受入れ・派遣の双方向プログラムで 104 大学等 262 プログラム（受入れ採用人数 2,530 人、派遣採用人数 3,239 人）、受入れプログラムで 95 大学等 158 プログラム（受入れ採用人数 2,602 人）、派遣プログラムで 198 大学等 580 プログラム（派遣採用人数 13,255 人）でした。

##### ⑤ 留学生交流支援制度（長期派遣）

諸外国の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当

該派遣留学生に対し、奨学金月額（93,000円～156,000円）及び授業料（上限あり）を支給しました。平成23年度の採用者は30名でした。

⑥ 国費外国人留学生への奨学金支給等

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務等を行いました。

⑦ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金支給等日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金を支給する業務を行いました。

⑧ 日韓大学生交流事業（21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金（韓国））

「21世紀東アジア青少年大交流計画（英文名：JENESYS Programme）」に基づき、財団法人日韓文化交流基金からの委託を受け、韓国の大学生を韓国の大学に在籍させたまま3か月以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金及び留学準備金を支給しました。平成23年度の採用者は347名でした。

(2) 外国人留学生に対する宿舍の支援

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舍として、全国に国際交流会館等を設置し、2,701戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、その他国際交流を深めるための各種事業を実施しました。なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、大学・民間等を対象に施設売却について一般競争入札を実施し、計7の国際交流会館については、当該地域の大学（国立大学法人及び学校法人）に売却しました。

② 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舍を借り上げること等により外国人留学生に宿舍を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舍を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舍支援事業（学習奨励費受給者等支援・ショートステイ支援・ホームステイ支援）を実施しました。

ア. 学習奨励費受給者等支援

大学等が私費外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舍を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舍を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成23年度は大学等延べ92校に対し80,308千円交付し、支援件数は1,248件でした。

イ. ショートステイ支援

大学等が留学生交流支援制度（ショートステイ）奨学金の受給者に宿舍を提供するために、賃貸借契約を105日以内の間締結し、民間宿舍を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成23年度は大学等延べ4校に対し3,423千円交付し、支援件数は55件でした。

ウ. ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に7日以上留学生(渡日1年以内に宿泊する者に限る。)を宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成23年度は大学等延べ14校に対し2,958千円交付し、大学等が指定した一般家庭に7日間以上留学生が宿泊した世帯数は、151世帯でした。

(3) 留学生交流推進事業

① 留学生交流事業

国際大学交流セミナー

日本人学生と諸外国の学生が専門的な分野について意見交換し、交流親善を図るため、我が国の大学と共催で、アジア地域の大学から学生を招き、セミナーを実施しました。平成23年度は7件実施しました。

② フォローアップ事業

ア. 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究(最長90日間)を行う機会を提供しました。平成23年度は、56名を採用しました。

イ. 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国での留学時の指導教員を最長10日間現地に派遣し、現地での研究指導等を実施する機会を提供しました。平成23年度は17名を採用しました。

ウ. 外国人留学生ネットワークメールマガジン

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、メールマガジンにより、さまざまな情報を提供しました。平成23年度は、33,821件(平成24年3月現在)に対して、配信しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的に東京及び大阪で外国人留学生就職活動準備セミナーを実施しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成23年6月19日(日)に第1回試験を、同年7月3日(日)に第1回の特別追試験を、同年11月13日(日)に第2回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	18,384	4,445	22,829
	第2回	17,976	3,563	21,539
受験者数	第1回	15,988	3,591	19,579
	第2回	15,862	2,730	18,592

## (6) 留学情報の提供

### ① 海外からの日本への留学情報の提供

#### ア. 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や機構のホームページ及び日本留学ポータルサイトへの掲載等を通じて、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

#### イ. 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成 23 年度は 9 か国・地域において、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て 5 か国において日本留学セミナーを実施したほか、他機関が主催する説明会に計 21 回参加しました。

#### ウ. 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、東京及び大阪で進学説明会を実施しました。

### ② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行いました。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京で海外留学フェアを実施しました。この他、平成 23 年度年間を通して小規模の海外留学説明会（10 回）を実施しました。

## (7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。また、日本理解を促進するため、地域社会の住民との交流事業等を実施しました。平成 23 年度の学生受入数は、東京 207 名、大阪 198 名でした。

## 【学生生活支援事業】

### (1) 各種研修事業

- ① 学生相談領域の研修として、平成 23 年度は「メンタルヘルス研究協議会（地区）」（北海道・東北地区 77 名参加、北関東・甲信越地区 71 名参加、東京地区 75 名参加、東海・北陸地区 73 名参加、近畿地区 71 名参加、中国・四国地区 57 名参加、九州地区 84 名参加）、「学生相談インターカーセミナー」（286 名参加）を開催しました。
- ② 就職・キャリア支援領域の研修として、平成 23 年度は「就職・キャリア支援教職員研修会（基礎コース）」（117 名参加）、「就職・キャリア支援教職員研修会（専門コース）」（31 名参加）を開催しました。
- ③ 留学生修学支援領域の研修として、平成 23 年度は「留学生担当職員研修会」（274 名参加）を開催しました。

④ 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域の研修として、平成 23 年度は「障害学生修学支援教職員研修会」（197 名参加）、「全国学生指導担当教職員研修会」（190 名参加）を開催しました。

(2) 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

喫緊の課題として、「就職関係情報」について機構のホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援の的確な情報発信に努めました。

(3) 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、全国 2 地区で開催し、平成 23 年度は 1,738 名が参加しました。

(4) 障害学生の修学支援事業

平成 23 年度は、障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校等において障害学生の修学支援に関する相談事業や、障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果等の障害学生支援に関する各種情報を提供するとともに、昨年度に引き続き 3 地区の拠点校を中心に、障害学生の修学支援をテーマとしたシンポジウムを開催し、地域の教育機関等の連携を深めました。また、障害学生修学支援事例研究会を開催し、大学等における障害学生修学支援担当者のスキルアップを図りました。

(5) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的として、各大学等に学割証の配付を行いました。

(6) 「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム）の審査等に関する業務の実施

文部科学省が実施する「大学教育・学生支援推進事業」のうち学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム等について、当該プログラムの審査等に関する業務を、大学改革推進等補助金における補助事業として実施しました。



## 2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

### (1) 延滞債権の減少及び回収率の向上

平成23年度末における一般的なリスク管理債権に相当する債権額は4,493億円であり、うち、破綻先債権は152億円、破綻先債権を除く延滞3ヵ月以上の債権は2,544億円、貸出条件緩和債権に相当する災害・傷病等の事由により返還期限が猶予されているなどの債権額は1,797億円となっています。

こうした現状を踏まえ、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生を防止を図ることは、本機構における重要な課題です。

第二期中期計画においては、総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることとしています。

具体的には以下の施策を推進することとしています。

#### ① 学校との連携強化

今後も引き続き、大学等の奨学金担当者に対して奨学業務連絡協議会を開催し、返還の重要性の理解を深めるため返還金回収促進の具体的方策を説明するなど、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図るほか、大学等の返還説明会において、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底に努めてまいります。

#### ② 返還金回収の促進

原則として、延滞3月以上9月未満の初期延滞債権については回収業務をサービサーに委託し、一部入金があった者等を除き、原則として延滞9月以上の者は法的処理の対象とする等、引き続き回収強化に努めてまいります。

延滞者の実態調査について、有効回答率の維持に努めるとともに、実施結果について分析を行います。また、郵便物が返戻となった者等に対する住所調査について一層の徹底を図ります。

#### ③ 機関保証制度の運用

機関保証制度の規模は年々拡大しており、奨学金貸与事業における同制度の役割は今後大きくなっていくものと考えられることから、本制度において代位弁済請求が着実に実行されるよう態勢の整備を進めてまいります。

### (2) 奨学金事業の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立

して学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加している反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や学生のニーズを踏まえた貸与基準の見直しなど、新たな制度の創設等、制度全般について、今後とも文部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実に努めてまいります。

### (3) 事業資金の安定的確保

一方、奨学金貸与事業の充実を図るためには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記(1)の施策等の実施による返還金の回収や、自己収入を確保するとともに、財投機関債の発行及び民間資金の借入を行い、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記(1)の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る条件整備が必要と認識しており、そのための取組みに努めているところです。

### (4) 財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」結果への対応

財務省理財局が財政投融資を利用する機関を対象に「財政融資資金融通先等実地監査」を実施する中で、平成20年2月から3月にかけて本機構に対して監査が実施されました。主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

#### ① 主な指摘事項

- ア. 機関保証制度において、代位弁済請求する債権の一部が、保証機関への請求要件を具備していないため請求に至っていない請求未了債権が797件・1,021百万円(平成20年2月現在、第一種学資金を含む。)存在すること。
- イ. 1個の債権を滞納年数に応じて区分し貸倒引当金を算定しているが、当該方法が企業会計原則における原則的な方法とは異なるものであること。
- ウ. 法的措置に関する事務について、債務名義を取得した債権についてその後の手続きが行われていないこと。

#### ② 改善・是正状況

- ア. 請求未了債権797件については、平成22年8月までに代位弁済実行済367件、一部入金等により代位弁済請求対象外となったもの430件の合計797件を全件処理しました。
- イ. 貸倒引当金の算定に関しては、新しい債務者区分及びそれに基づく算出方法について、文部科学省及び財務省と協議し、平成20年度決算より従来の割賦金区分から債務者区分によるものへ変更しました。
- ウ. 法的措置に関する事務については、平成21年4月に組織改編を行い、奨学事業部

において従来の債権管理課を法務課に改組することにより法的措置の統括機能を強化するとともに、マニュアルの作成等により全国的かつ統一的に法的処理を実施できるようにしました。

(5) 財務省理財局における「財政融資資金通先等実地監査」監査結果のフォローアップについて

平成 20 年 2 月から 3 月にかけて実施された監査における指摘事項については、改善状況についてのフォローアップが、平成 22 年 2 月から 3 月にかけて実施されました。前回監査の指摘事項への対応状況、今回監査の主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 前回監査の指摘事項への対応状況

前回の監査における指摘事項を踏まえ、組織・体制の強化や、各種マニュアルの整備を通じた業務の標準化、機関保証に係る利息及び延滞金の保証履行範囲の上限の撤廃に加え、債務者区分を見直した上で自己査定基準等を整備し 20 年度決算へ反映させるなど改善に向けた対応が図られていることが確認されました。

② 主な指摘事項

ア. 機関保証業務について

保証機関に対する代位弁済請求が可能となる延滞 1 年超の債権のうち、督促の不備等から未請求となっている案件の件数が大幅に増加していること、また、住所不明者の取扱いが、保証機関と未合意のため、代位弁済請求が行われていないこと。等

イ. 法的措置について

支払督促申立（裁判所を通じた支払請求）件数は増加しているが、未実施の件数も累増していること、また、延滞が長期化している債権が多数あるにも拘わらず、時効中断を意識した処理が行われていないこと。等

③ 改善・是正状況

ア. 機関保証業務について

請求未了債権が大幅に増加した要因は、機関保証制度が平成 16 年度から開始されたため、四年制大学を卒業した者の返還が平成 20 年 10 月から開始され、請求未了の対象となるものが本格化したことです。また、住所不明者の取扱いについては、「住所不明者の取扱いに関する確認書」を保証機関と平成 22 年 3 月に取り交わし、改善を図りました。

イ. 法的措置について

本機構としては、大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額を平成 23 年度末までに半減することを目標に、残高が大きい債権等を優先して法的措置を進めてきたところですが、延滞 9 年以上の債権については、時効の中断に向けた法的措置を確実に実施するよう改善を図りました。

(6) 新・奨学金業務システム（JSAS）の運用

本機構では、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（2005年（平成17年）6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえた「奨学金業務・システム最適化計画」に基づき、情報総合管理システム（イクシス）の刷新、データ入出力業務負荷及び対応業務の軽減、情報提供の迅速化・充実化、外部委託の推進、セキュリティの確保、及び調達における透明性の確保を実現するため、平成22年1月より業務・システムの最適化に向けたシステム開発を行い、平成24年1月より新システム（JSAS）の運用を開始しました。

「JSAS」は、奨学金の申込から返還完了までの管理を行う本機構の基幹業務システムであると共に、外国からの留学生に対する留学生給与等の給付を行うシステムでもあります。このシステムを活用して奨学金業務のサービスの向上並びに業務の簡素化・効率化を図っているところです。

(7) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する個人情報の保護については、「個人情報保護規程」に基づき、各部署に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、個人情報保護を図るための安全管理体制を整備するとともに、全職員に対し個人情報保護個人向け自己点検を実施するなど、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

また、情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、情報公開の推進に取り組んでいます。

### 3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 24 年 8 月 31 日現在において本機構が判断したものです。

#### (1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しましたとおり、奨学金の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増加、収入の低下等の影響を受け、若干ながら低下傾向にありましたが、回収努力により全体として上昇傾向にあります。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数及び要返還額が大幅に増加することに伴い、延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

#### (2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 24 年 8 月 31 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

##### ① 独立行政法人の業務の見直しについて

平成 18 年 11 月 27 日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成 18 年 12 月 15 日に『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』（以下「見直し案」という。）を行政改革推進本部へ提出、平成 18 年 12 月 24 日、行政改革推進本部の議を経て「見直し案」が決定されています。「見直し案」につきましては以下のとおりです。

「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 18 年 12 月 15 日  
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成 21 年 3 月までの間に、大学等との役割分担を踏まえ、国の施策と密接に連携しつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化・重点化するとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにすることとする。

### 第 1 奨学金貸与事業の的確な実施等

#### 1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

#### 2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞 1 年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することとする。

## 第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、見直しを行なうこととする。

### 1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得ることとする。

### 2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を踏まえ、現行中期目標終了時（平成20年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費外国人留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うこととする。

なお、次期中期目標期間（平成21年度～25年度）において、引き続き私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うこととする。

## 第3 学生生活支援事業の見直し等

### 1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施することとする。

### 2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、各大学への調査を行い、利用状況や要望を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果を評価した上で、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すこととする。

### 3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合することとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止することとする。

#### 第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

##### 1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

##### 2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

##### 3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

##### 4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構が保有する国際交流会館の会議室等については、一般利用への開放などの効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。



② 独立行政法人整理合理化計画について

平成 19 年 12 月 24 日「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

<p>事務及び事業の見直し</p> <p><b>【奨学金貸与事業】</b></p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成 20 年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p><b>【留学生支援事業】</b></p> <p>○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成 20 年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p><b>【学生生活支援事業】</b></p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p><b>【市場化テストの拡大】</b></p> <p>○国際交流会館については、平成 20 年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21 年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
<p>組織の見直し</p> <p><b>【組織体制の整備】</b></p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p><b>【人員、組織の徹底したスリム化】</b></p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時（平成 25 年度）までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1 割程度の職員数を削減する。</p>
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p><b>【保有資産の見直し】</b></p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成 20 年度中に結論を得るよう検討する。</p>

③ 独立行政法人の抜本的な見直しについて

行政刷新会議（平成 21 年 9 月 18 日設置）における審議等を踏まえ、平成 21 年 12 月 25 日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されています。

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日

閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。

- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

### 3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

④ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22 年度中に実施	経済的理由による返済猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
留学生支援事業	留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23 年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度末までに廃止する。
	留学情報センターの廃止	22 年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23 年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借り上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22 年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
	冊子「大学と学生」の廃止	22 年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
	研修事業の重点化、有料化	23 年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。
	各種調査の重点化	23 年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一貫として実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
保有資産の見直し	国際交流会館等	23 年度以降実施	国際交流会館等（13 か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
	職員宿舍	23 年度以降実施	職員宿舍（7 か所）については、真に必要な宿舍以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。
事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24 年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
	海外事務所の見直し	22 年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
	東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23 年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

「22年度中に実施」とされている事項の対応状況は、次のとおりとなっています。

- ・減額返還制度の導入：平成23年1月から導入。
- ・留学情報センターの廃止：平成23年3月末で廃止。
- ・学生支援情報データベースの廃止：平成22年12月20日付でホームページを閉鎖。
- ・冊子「大学と学生」の廃止：平成23年3月号をもって廃刊。
- ・海外事務所の見直し：バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共有化について合意。

また、「23年度中に実施」とされている事項の対応状況は、次のとおりとなっています。

- ・留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置、運営の廃止：全13会館について、大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、平成23年度中に7館を大学（国立大学法人及び学校法人）へ売却。
- ・私費外国人留学生学習奨励費の見直し：成果検証を行うため、受給者の進路状況調査及び学習奨励費活用状況等調査を実施。また、渡日前の予約採用の拡充について、平成22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする制度を新たに設置。なお、留学生借り上げ宿舍支援事業については、平成23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、同奨励費の推薦時期に併せて募集を実施。
- ・研修事業の重点化、有料化：平成23年12月の研修事業委員会において検討を行い、研修事業を厳選。就職・キャリア支援研修会（専門コース）を有料化。
- ・各種調査の重点化：平成23年12月に各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め、調査項目の厳選・見直しや調査工程の短縮化を行うなど、当該調査を必要とする事業の一環として実施。

さらに、「23年度以降実施」とされている事項の対応状況は、次のとおりとなっています。

- ・国際交流会館等：平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等（7か所、8施設）については、平成24年4月13日に政府支出の比率に応じて国庫納付済。
- ・職員宿舍：閉鎖した職員宿舍のうち、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上での売却の見込みが立った高円寺宿舍（東京都杉並区）については、平成23年3月に売却・引渡を実施。豊田宿舍（東京都日野市）及び百合丘第二・第三宿舍（神奈川県川崎市）については、平成24年4月に売却・引渡を実施し、鳴子宿舍（愛知県名古屋市）については、平成24年8月に売却・引渡を実施。
- ・東海北陸支部（分室）の在り方を検討：平成24年3月末で廃止。

それ以外の事項についても、プロジェクトチームを立ち上げるなど、鋭意検討を進めています。

⑤ 民間競争入札（市場化テスト）について

機構においては「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成 20 年 4 月以降、「プラザ平成」の企画・管理・運營業務や国際交流会館の管理・運營業務について、民間競争入札（市場化テスト）の落札者による業務を実施してきたところですが、平成 22 年 4 月に実施された政府の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価を踏まえ、国際交流会館等留学生寄宿舎等については、原則として平成 24 年 3 月末に機構の事業としては廃止し、留学生宿舎機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることとされました。また、平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、平成 23 年度中に講ずべき措置として、留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営を廃止することとされたことを踏まえ、全 13 会館について、大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、平成 24 年 3 月に 7 館を大学（国立大学法人及び学校法人）へ売却しました。

また、平成 23 年 7 月 15 日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針改定」においては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の内容を踏まえた変更を行うこととされており、兵庫国際交流会館の管理・運營業務については、官民競争入札等監理委員会の了承を得て本業務に係る契約期間の終期を 23 年度末に変更しました。

これらのことにより、平成 24 年 3 月において民間競争入札（市場化テスト）については終了しました。

なお、一般競争入札によっても買い手のつかなかった会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」こととされています。

公共サービス改革基本方針改定〈抜粋〉

平成 23 年 7 月 15 日閣議決定

【別表】

9. 文部科学省

(2) 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
キ (独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務	○ (独) 日本学生支援機構の全国 12 か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務 【契約期間】 平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 日本学生支援機構の「大阪第二国際交流会館」(大阪府)
	○ (独) 日本学生支援機構の全国 12 か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「兵庫国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)の内容を踏まえた変更を予定している。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「兵庫国際交流会館」の管理・運営業務 【契約期間】 平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 3 年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 日本学生支援機構の「兵庫国際交流会館」(兵庫県)
	○ 国際交流会館等の運営等業務について、原則として、平成 24 年 3 月末までに(独)日本学生支援機構の事業としては廃止する。

また、平成 24 年 7 月 20 日に「公共サービス改革基本方針」が改定され閣議決定されています。そのうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

公共サービス改革基本方針改定〈抜粋〉

平成 24 年 7 月 20 日閣議決定

【別表】

12. 文部科学省

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
サ (独) 日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務	○ (独) 日本学生支援機構のインターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。



## ⑥ 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

### 文部科学省

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
  - 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
  - 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
  - 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成 24 年夏までに結論を得る。
- なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。

上記を踏まえ、本機構についての具体的な在り方について検討を行うに当たり、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が平成 24 年 4 月に文部科学省に設置され、適宜検討会及びワーキンググループが開催されています。

## ⑦ 独立行政法人制度改革関連法案

平成 24 年 5 月 11 日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されています。

同法案の概要は以下のとおりです。

### 独立行政法人制度改革関連法案のポイント

平成 24 年 5 月  
内閣官房行政改革推進室

#### 改革の方針

無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させるため、現行独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな行政法人制度を構築

- 事務・事業の特性に着目したガバナンスを導入
- 新たな法人制度にふさわしい規律を整備

### 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

- 「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設
- 「行政法人」を、法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等に着目し、「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類

#### 1. 組織規律

- ・ 主務大臣に法人の違法行為の是正命令権を付与
- ・ 監事・会計監査人の調査権限を付与
- ・ 適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明記
- ・ 役員任命に当たり原則として公募を実施
- ・ 役職員の再就職規制を導入

#### 2. 財政規律

- ・ 運営費交付金の適切な使用に係る責務を明記

#### 3. 一貫性・実効性のある目標・評価の仕組み

- ・ 政策責任者たる主務大臣が、法人の目標設定から評価まで一貫して実施
- ・ 中期目標期間終了時に法人の存廃を含め業務・組織を全般的に見直し

#### 4. 国民目線での第三者機関のチェック

- ・ 総務省に行政法人評価制度委員会を設置（委員は内閣総理大臣任命）。

委員会は、中期目標・評価、中期目標期間終了時の見直し内容等を点検（主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申）

### 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

- 上記法案の施行に伴う関係法律（約 350 法律）の規定を整備

#### 施行日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日  
（平成 26 年 4 月 1 日を予定）

※個別法人の統廃合等を含む個別法の改正法案についても、来年の通常国会に提出し、同日の施行を予定。

なお、詳細については、内閣官房のホームページで公表されています。

・ 内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/houan/index.html>

(3) 外部評価制度に伴うリスク

独立行政法人制度では「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等については外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学金については、奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中及び本機構の財政融資資金からの借入利率が3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、平成18年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長20年の固定金利」（元利均等払い）であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は20年償還（うち4年据置）の5年金利見直し」（元金均等払い）であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。

ただし、機構法23条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまでは当該金利負担分は、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

なお、こうした金利リスク軽減の観点から、平成19年度に、有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しを実施しました。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。

#### 4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

#### 5 研究開発活動

該当事項はありません。

#### 6 財政状態及び経営成績の分析

##### (1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における平成 19 年度～平成 23 年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	146,441	154,870	163,609	169,521	174,231
		延 滞 分	44,126	46,755	48,972	51,200	50,237
		総 額	190,567	201,625	212,581	220,721	224,468
	返還額 (回収率)	繰 上 分	27,962	26,107	25,652	28,404	27,390
		当 年 度 分 〔a〕	137,140 (93.6%)	145,772 (94.1%)	154,564 (94.5%)	161,125 (95.0%)	166,512 (95.6%)
		延 滞 分 〔b〕	5,538 (12.6%)	5,788 (12.4%)	5,749 (11.7%)	6,182 (12.1%)	6,127 (12.2%)
		期日到来分計 〔a+b〕	142,679 (74.9%)	151,559 (75.2%)	160,314 (75.4%)	167,308 (75.8%)	172,638 (76.9%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	113,198	136,913	164,557	191,625	219,339
		延 滞 分	13,722	17,224	21,193	26,040	30,029
		総 額	126,919	154,137	185,750	217,666	249,368
	返還額 (回収率)	繰 上 分	41,216	47,160	56,693	75,012	91,346
		当 年 度 分 〔a〕	106,072 (93.7%)	128,589 (93.9%)	154,322 (93.8%)	180,802 (94.4%)	208,092 (94.9%)
		延 滞 分 〔b〕	2,701 (19.7%)	3,284 (19.1%)	3,979 (18.8%)	5,125 (19.7%)	5,483 (18.3%)
		期日到来分計 〔a+b〕	108,773 (85.7%)	131,873 (85.6%)	158,301 (85.2%)	185,928 (85.4%)	213,576 (85.6%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	259,638	291,783	328,166	361,147	393,570
		延 滞 分	57,848	63,978	70,165	77,240	80,266
		総 額	317,486	355,762	398,331	438,387	473,836
	返還額 (回収率)	繰 上 分	69,178	73,268	82,345	103,416	118,736
		当 年 度 分 〔a〕	243,212 (93.7%)	274,361 (94.0%)	308,886 (94.1%)	341,928 (94.7%)	374,604 (95.2%)
		延 滞 分 〔b〕	8,239 (14.2%)	9,072 (14.2%)	9,728 (13.9%)	11,307 (14.6%)	11,610 (14.5%)
		期日到来分計 〔a+b〕	251,452 (79.2%)	283,433 (79.7%)	318,615 (80.0%)	353,235 (80.6%)	386,214 (81.5%)

(注) 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向にあり、平成 23 年度は前年度より更に上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響等により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引き続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあ

たっては計上していません。

平成 23 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 48～51 ページに記載しておりますが、返還金の回収促進に係る中期計画及び平成 24 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 24 年度）
リレー口座への加入促進	<p>&lt;中期計画&gt; 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 平成 25 年 3 月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を 12 月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p>
督促の集中的実施	<p>&lt;中期計画&gt; 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 原則として、延滞 4 ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約 5 ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託する。</p>
法的処理の実施	<p>&lt;中期計画&gt; 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 一部入金があった者等を除き、原則として延滞 9 ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行う。</p>
延滞者の実態調査	<p>&lt;中期計画&gt; 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 延滞者の実態調査については、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映する。</p>
住所調査の徹底	<p>&lt;中期計画&gt; 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。</p>
個人信用情報機関の活用	<p>&lt;中期計画&gt; 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 23 年度）
コールセンターの開設	<p>＜中期計画＞  返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>＜年度計画＞  返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p>



(2) リスク管理債権等の状況について

- 平成 22 年度末、平成 23 年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行なっております。そのため、このリスク管理債権についても、返還指導を行ないつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行なうことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

(総括)

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
破綻先債権額 (A)	15,015	15,234
延滞債権額 (B)	209,527	208,115
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	46,591	46,257
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	271,134	269,608
比率 (D) / (G) × 100	4.0	3.7
貸出条件緩和債権額 (E)	138,742	179,693
合計 (F) = (D) + (E)	409,877	449,301
比率 (F) / (G) × 100	6.1	6.2
総貸付残高 (G)	6,757,605	7,275,964

(第一種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
破綻先債権額 (A)	7,310	7,051
延滞債権額 (B)	91,255	85,167
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	12,462	11,370
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	111,028	103,590
比率 (D) / (G) × 100	4.6	4.3
貸出条件緩和債権額 (E)	46,385	55,487
合計 (F) = (D) + (E)	157,414	159,078
比率 (F) / (G) × 100	6.5	6.5
総貸付残高 (G)	2,407,685	2,430,358

## (第二種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末
破綻先債権額 (A)	7,704	8,182
延滞債権額 (B)	118,272	122,948
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	34,128	34,886
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	160,105	166,017
比率 (D) / (G) × 100	3.7	3.4
貸出条件緩和債権額 (E)	92,357	124,205
合計 (F) = (D) + (E)	252,463	290,223
比率 (F) / (G) × 100	5.8	6.0
総貸付残高 (G)	4,349,919	4,845,605

(注) 1. 平成 20 年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。

2. 「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等を理由に返還期限を猶予している債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が平成 23 年度末で 385,664 百万円（第一種 117,236 百万円、第二種 268,427 百万円）あります。

3. 金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

4. 平成 20 年度決算より、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権を、破綻先債権として区分し、計上することとした。

## (参考)

- ・破綻先債権額 (A)：破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高
- ・延滞債権額 (B)：延滞 6 月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高
- ・3 ヶ月以上延滞債権額 (C)：弁済期限を 3 月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、事業規模の拡充に伴い無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金ともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数が大幅に増加することに伴い、リスク管理債権の一層の増加が見込まれます。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、平成 20 年度決算より、従来割賦金区分から債務者区分に基づき算出しております。

貸倒見積高積算にあたっては過去の回収実績をもとに見積もっていますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。